委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	
2. 都道府県名	佐賀県	
3. 市区町村名	伊万里市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	116-3-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.imari.saga.jp/10324.htm	

執行機関名 伊万里市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊万里市留守家庭児童クラブ条例(平成15年条例第39号)による利用料の減免 の決定に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第20項 伊万里市留守家庭児童クラブ条例(平成15年条例第39号)による利用料の減免 の決定に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	伊万里市留守家庭児童クラブ条例(平成15年条例第39号)第1条
	この法律は、我か国における急速な少子化の進行亚いに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	本市は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図るため、伊万里市留守家庭児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		伊万里市留守家庭児童クラブ条例 伊万里市留守家庭児童クラブ条例施行規則